

第1回 大麻等の薬物対策のあり方検討会

令和3年1月20日
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

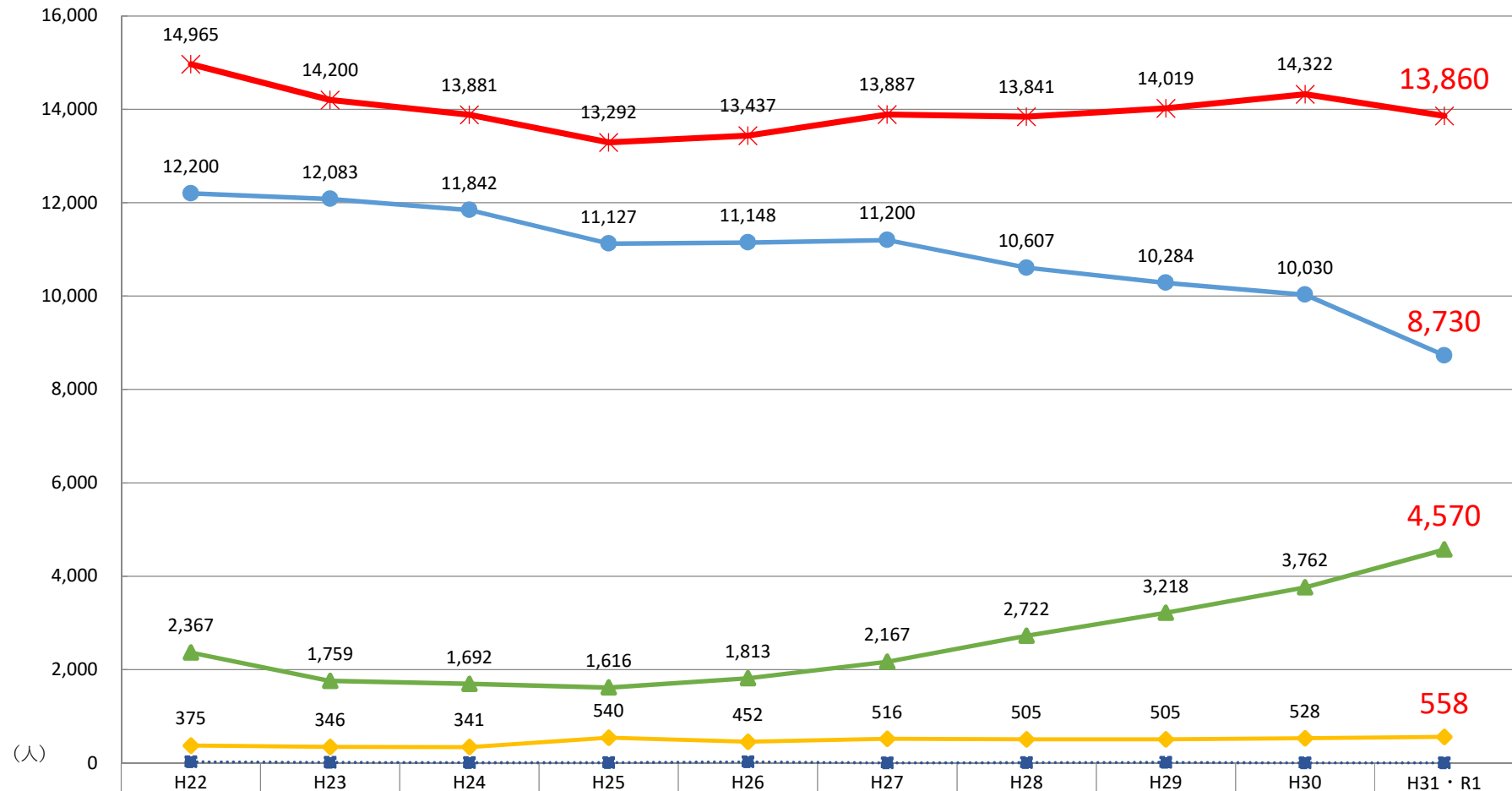
<目次>

1. 薬物対策の現状と課題
2. 薬物関連法制の現状と課題
3. 国際的な動向
4. 麻薬取締部の現状と課題

1. 薬物対策の現状と課題

薬物事犯検挙人員の推移

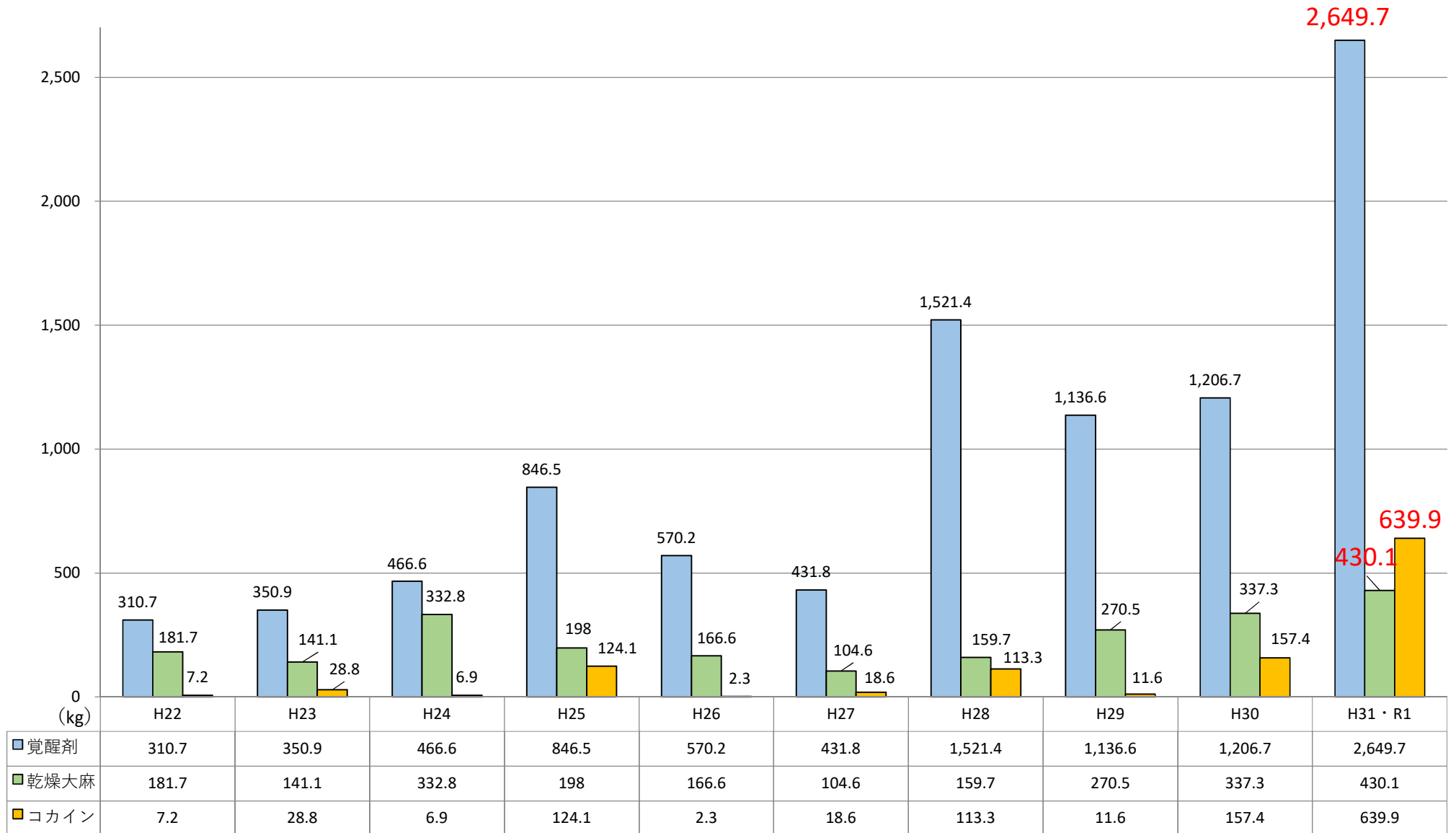
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、**44年ぶりに1万人を下回った**
- 大麻事犯の検挙人員は、**6年連続で増加して過去最多を更新**



● 覚醒剤	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730
▲ 大麻	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218	3,762	4,570
◆ 麻薬・向精神薬	375	346	341	540	452	516	505	505	528	558
● あへん	23	12	6	9	24	4	7	12	2	2
✱ 全薬物事犯	14,965	14,200	13,881	13,292	13,437	13,887	13,841	14,019	14,322	13,860

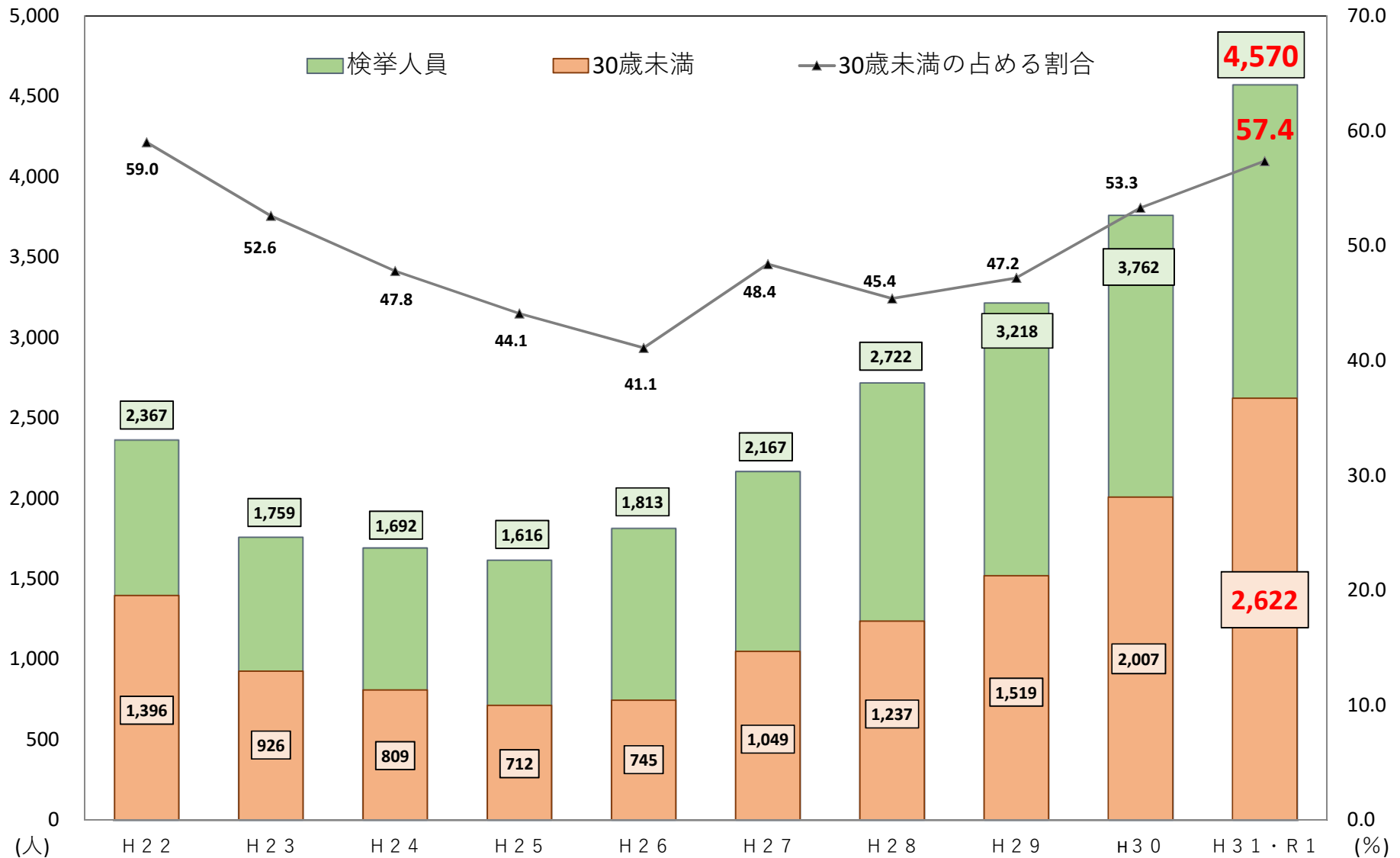
薬物押収量の推移

- 覚醒剤押収量は前年より大幅に増加して2,649.7kgとなり、初めて2トンを超えた
- 乾燥大麻押収量は、4年連続で増加
- コカイン押収量は前年より大幅に増加し、過去最多を更新



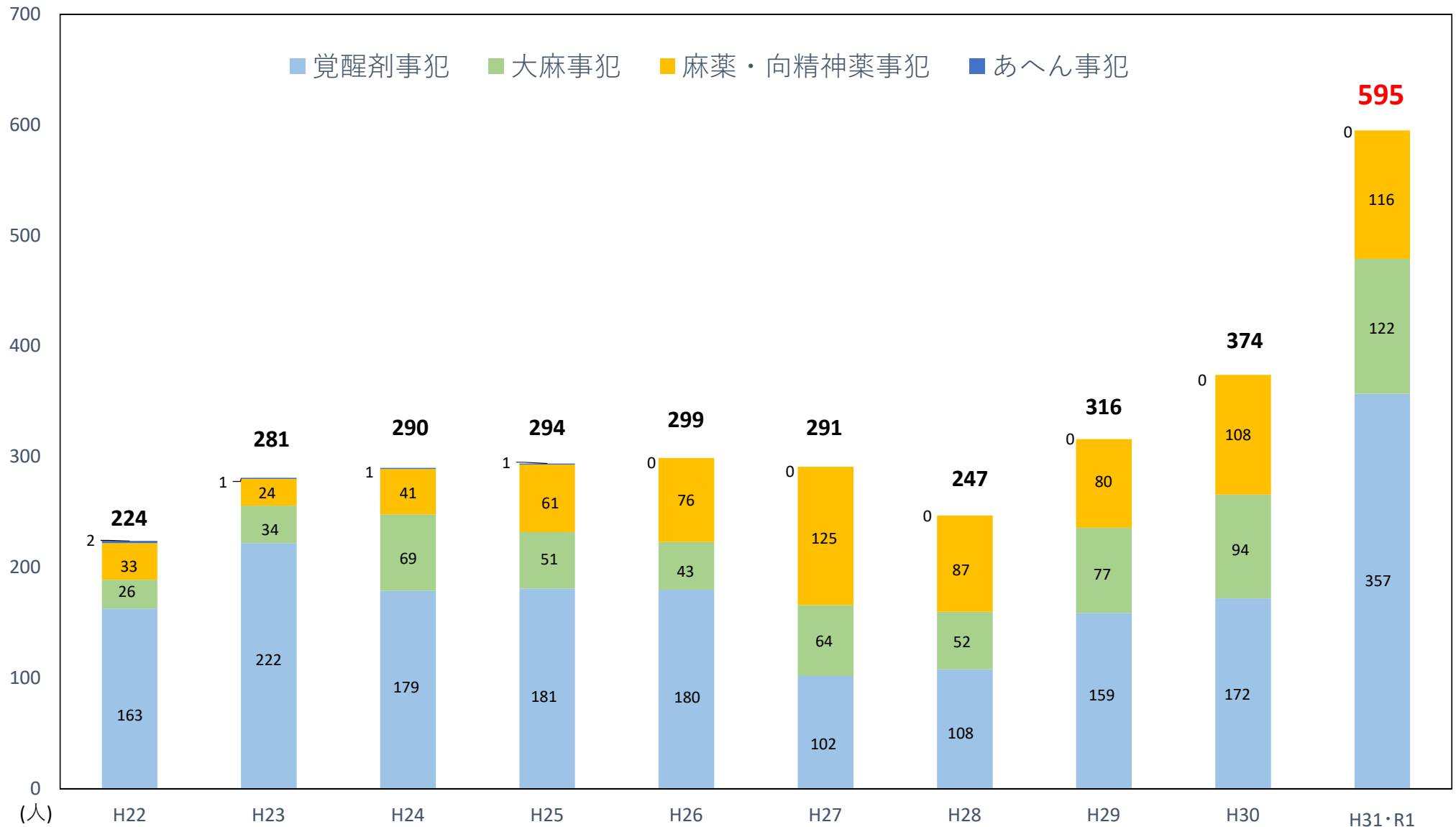
大麻事犯の検挙人員及び30歳未満の割合

- 大麻事犯全体の検挙人員及び30歳未満の検挙人員は、**6年連続で増加し、いずれも過去最多を更新**
- 大麻事犯の検挙人員のうち、**30歳未満の占める割合は57%**



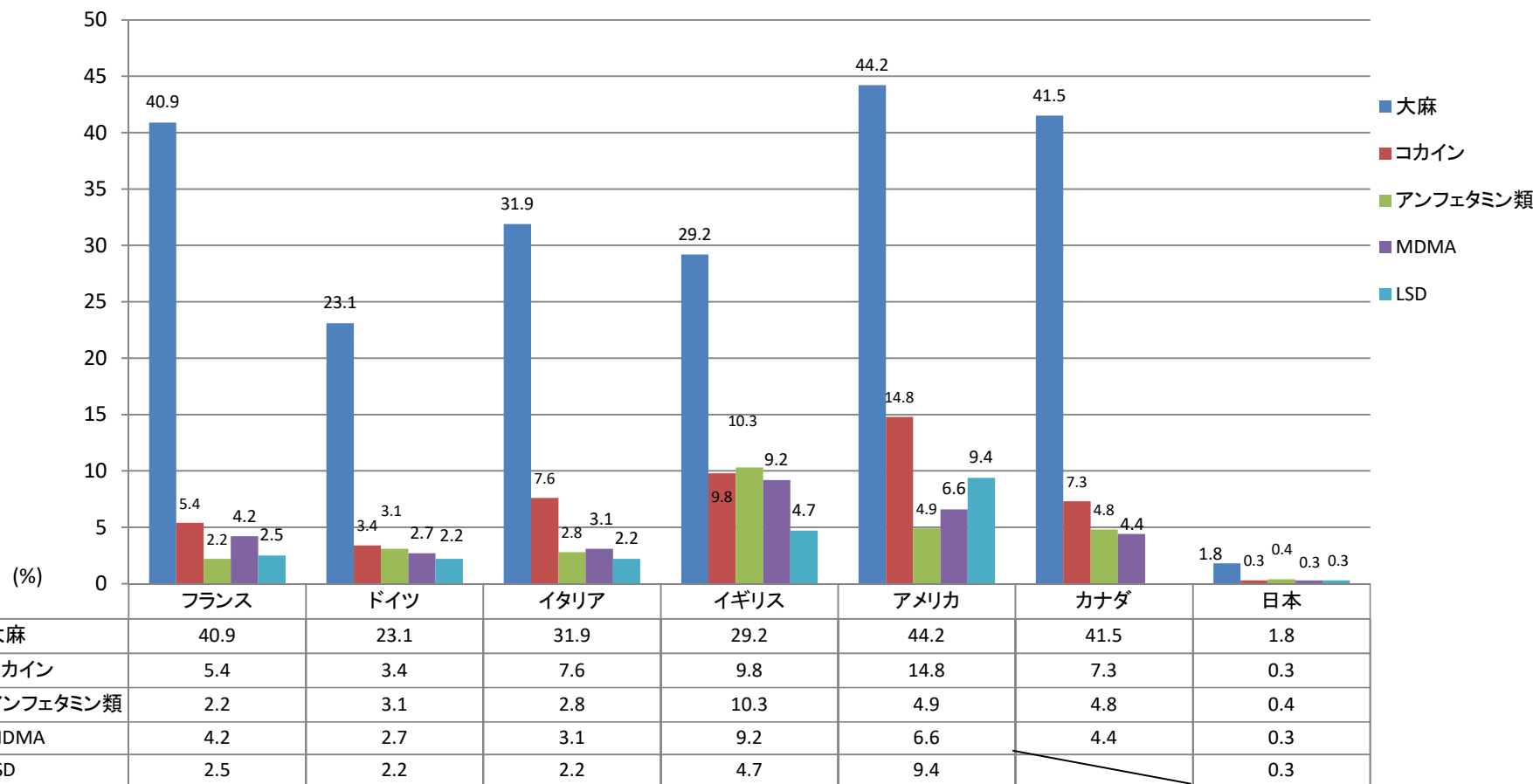
薬物密輸入事犯検挙人員の推移

- 薬物密輸入事犯の検挙人員は、**過去最多を更新**
- 薬物密輸入事犯のうち、覚醒剤密輸入事犯の検挙人員は、**過去最多を更新**
- 1トンを超える覚醒剤を押収した事件等、**大型密輸入事件を複数摘発**



各国(G7)における違法薬物の生涯経験率(%)の比較

- 各国とも大麻の生涯経験率が最も多い。
- 日本における違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比較して低い。
- 特に大麻については、欧米では20～40%台であるのに対し、日本では1.8%と圧倒的に低い。



※フランス・ドイツ・イタリア・イギリスのデータ
「欧州薬物及び薬物嗜癖監視センター(EMCDDA)」によるもの。
同センターは、毎年EU加盟国から送付されるデータを集約・分析・標準化している。

※アメリカのデータ
NSDUH (National Survey on Drug Use and Health)によるもの。

※カナダのデータ
CADUMS (Canadian Alcohol and Drug Use Monitoring Survey)によるもの。

- ※ 対象年齢
フランス・ドイツ・イタリア・イギリス・日本15歳～64歳 / アメリカ12歳以上 / カナダ15歳以上
- ※ 調査年
フランス・イタリア・イギリス・アメリカ2014年 / ドイツ・カナダ2012年 / 日本2019年
- ※ 調査方法(日本)
無作為に対象者を選定し、戸別訪問により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。
(対象者数5,000人、有効回答数2,899人)

<出典>

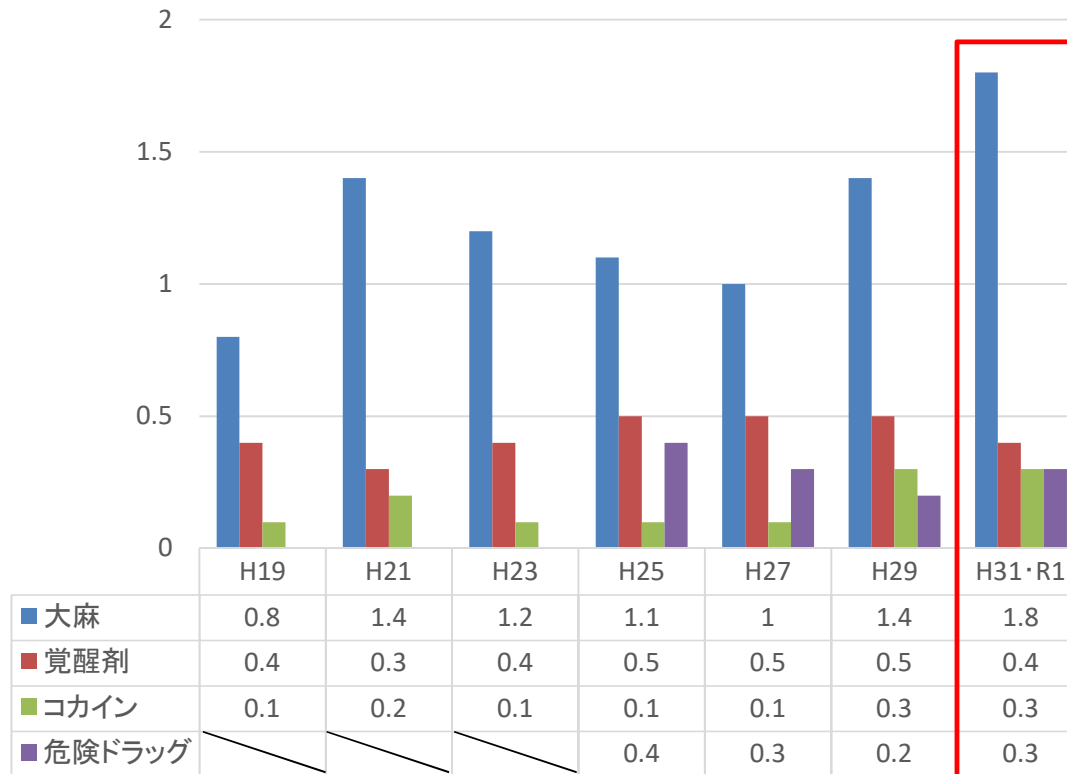
平成28年度厚生労働科学研究費補助金「危険ドラッグを含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究」和田清
厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究
令和元年度 総括・分担研究報告書」嶋根卓也

我が国における違法薬物の生涯経験率

【薬物使用に関する全国住民調査】

- ・大麻の生涯経験率は、調査開始から現在までの間で過去最高を記録
- ・前回調査と比べ、大麻は生涯経験率及び生涯経験者数の推計値が増加
- ・覚醒剤、コカイン及び危険ドラッグの生涯経験率はほぼ横ばい

我が国の違法薬物の生涯経験率



平成31・令和元年の調査結果における
生涯経験者数及び過去1年間の経験者数の推計値

	生涯経験者数	過去1年間の 経験者数	(参考) 検挙者数
大麻	約161万人	約9.2万人	4,570人
覚醒剤	約35万人	約3.6万人	8,730人
コカイン	約30万人	約3.2万人	213人
危険 ドラッグ	約27万人	約3.2万人	200人

【調査詳細】

○調査目的

一般住民における薬物使用の実態把握及び経年変化の調査(1995年から各年で実施)

○調査対象

15歳～64歳 の一般住民

○調査方法

無作為に対象者を選定し、戸別訪問により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。
(対象者数7,000人、有効回答数3,945人)

【出典】

厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)
薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究
令和元年度 総括・分担報告書
「薬物使用に関する全国住民調査(2019年)＜第13回飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査＞」
嶋根卓也

薬物乱用対策の推進体制

内閣

犯罪対策閣僚会議

薬物乱用対策推進会議

副議長

国家公安委員会委員長
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

議長 厚生労働大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（青少年育成）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる
平成27年1月閣議決定に基づき、平成29年4月1日に厚生労働省に薬物乱用対策にかかる総合調整権限が移管。

庶務

○厚生労働省

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理。

幹事会

議長 厚生労働省 医薬・生活衛生局長

内閣官房 内閣審議官（副長官補付）
内閣広報官
内閣府 政策統括官（政策調整担当）
警察庁 生活安全局長
刑事局長
刑事局組織犯罪対策部長
消費者庁 次長
総務省 大臣官房総括審議官

法務省 政策立案総括審議官
外務省 総合外交政策局長
財務省 関税局長
主計局長
文部科学省 初等中等教育局長
経済産業省 製造産業局長
国土交通省 総合政策局長
海上保安庁 次長

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- ・本部長 知事等
- ・本部長 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
- ・本部長 国出先機関職員（出入国在留管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

推進本部

平成9年 1月17日閣議決定
平成12年12月26日一部改正
平成17年12月27日一部改正
平成18年 4月28日一部改正
平成19年10月 9日一部改正

推進会議

平成20年12月26日閣議口頭了解
平成29年 3月24日一部改正（同年4月1日施行）
（基本方針）
平成29年 3月24日閣議決定

平成10年5月

・薬物乱用防止五か年戦略

平成15年7月

・薬物乱用防止新五か年戦略
・薬物密輸入阻止のための緊急水際対策

平成20年8月

・第三次薬物乱用防止五か年戦略

平成22年7月

・薬物乱用防止戦略加速化プラン

平成24年8月

・合法ハーブ等と称して販売される薬物
に関する当面の乱用防止対策

平成25年8月

・第四次薬物乱用防止五か年戦略

平成26年7月

・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

平成30年8月

・第五次薬物乱用防止五か年戦略

戦略策定に向けた3つの視点

・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策

・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応

・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

- 科学的知見を広報・啓発資材へ反映
- 危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜医療提供体制の強化＞

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜捜査基盤の整備と連携強化＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

- サイバーパトロール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

＜未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関間での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜国際的な取締体制の構築＞

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

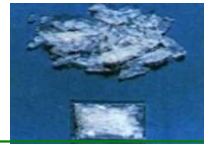
- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

2. 薬物関連法制の現状と課題

乱用薬物の種類・作用

R2.11末現在

興奮作用



覚醒剤
メタンフェタミン、アンフェタミン

覚醒剤取締法

幻覚作用



コカイン



メチルフェニデート
(リタリン＝向精神薬)



MDMA



LSD



マジックマッシュルーム



ヘロイン
モルヒネ



睡眠薬(ハルシオン、マイスリー等の向精神薬)

麻薬及び向精神薬取締法

麻薬216種類
向精神薬85種類

抑制作用



大麻



大麻樹脂

大麻取締法



あへん(けしぼうず)

あへん法

興奮・抑制 ・幻覚



指定薬物(危険ドラッグ)
ラッシュ、JWHシリーズ、カチノン系など

医薬品医療機器等法

指定薬物 2,384種類

覚 醒 剤（シャブ）

覚醒剤とは

- 1888年に長井博士がメタンフェタミンを合成。
- 末梢・中枢神経のドーパミン及びノルアドレナリン量を増加させる。
- 強い精神依存がある。
- 覚醒剤取締法で規制されており、規制されている物質は「アンフェタミン」と「メタンフェタミン」のみ。



作用

- 薬物使用により引き起こされる作用 : 興奮、不眠、多動 等
- 薬物依存により引き起こされる作用 : 幻覚・幻聴、妄想、猜疑心 等

大 麻（マリファナ）

大麻とは

- 古来から宗教儀式等で利用されている。
- 大麻は「ハシシ」と呼ばれることがあり、「ハシシ」はassasinの由来と言われている。
- 有害成分THCが脳内カンナビノイド受容体に結合し、神経回路を阻害する。
- 軽度の身体依存あり。
- 大麻取締法で規制されており、乱用されている大麻には「乾燥大麻」のほか、「大麻樹脂」、「液体大麻」、「BHO（ブタンハニーオイル）」、「大麻含有食品」等、多岐に亘っている。



乾燥大麻



大麻樹脂



液体大麻



BHO(ブタンハニーオイル)

作用

- 認知機能、記憶等の障害、知覚（聴覚、触覚）の変容 等

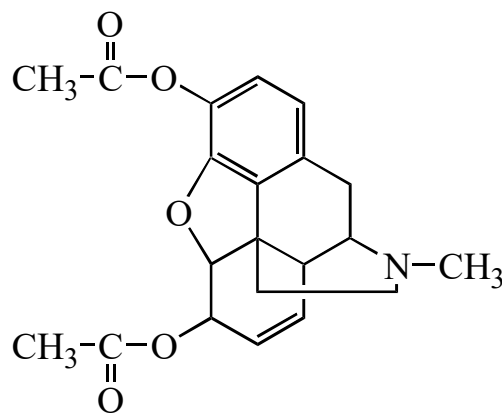
ヘロイン

ヘロインとは

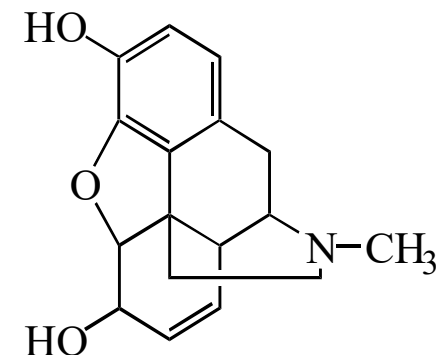
- 古くから鎮痛剤として利用。
- 脳内のオピオイド受容体と結合し、強い精神依存と身体依存を誘発する。
- 断薬により強い禁断症状を呈す。
- 麻薬及び向精神薬取締法で麻薬として規制されている。



構造類似物質



ヘロイン（ジアセチルモルヒネ）



モルヒネ

作用

- 鎮痛、多幸福感、嘔吐、呼吸中枢抑制 等

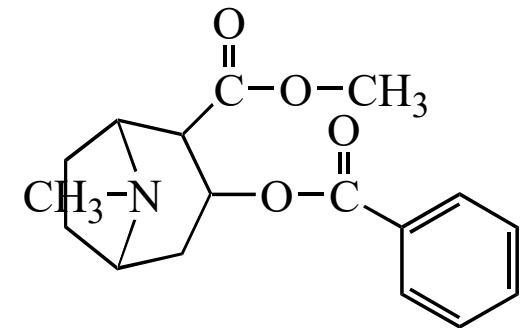
コカイン (クラック)

コカインとは

- インディオがコカ葉を咀嚼して使用していた。
- ドパミン、ノルアドレナリン、セロトニンの再取り込み阻害作用を持つ。
- 局所麻酔作用を持つため、医療用麻薬として使用されることがある。
- 麻薬及び向精神薬取締法で麻薬として規制されており、コカインの原料であるコカ葉も同様に麻薬として規制されている。
- コカの木は麻薬原料植物として規制されている。



コカインの構造



コカイン

作用

- 興奮（多弁、多動）、多幸福感、感覚鋭敏 等

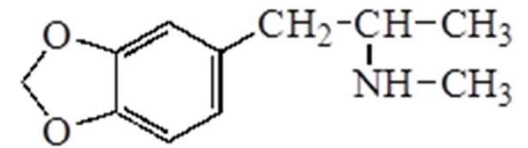
M D M A (エクスタシー)

MDMAとは

- 1980年代から乱用されており、我が国では1989（平成元）年に麻薬に指定。
- 末梢・中枢神経のドパミンの遊離を促進する作用を持つ。
- 覚醒剤と幻覚剤の2つの薬物の特徴を併せ持つ。
- 正式名称は「N, α-ジメチル-3,4-（メチレンジオキシ）フェニルアミン」、通称名は「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン」であり、MDMAは別名。
- 麻薬及び向精神薬取締法で麻薬として規制されている。



MDMAの構造



MDMA

作用

- 多幸感、感受性亢進、気分高揚 等

乱用薬物の種類とその影響

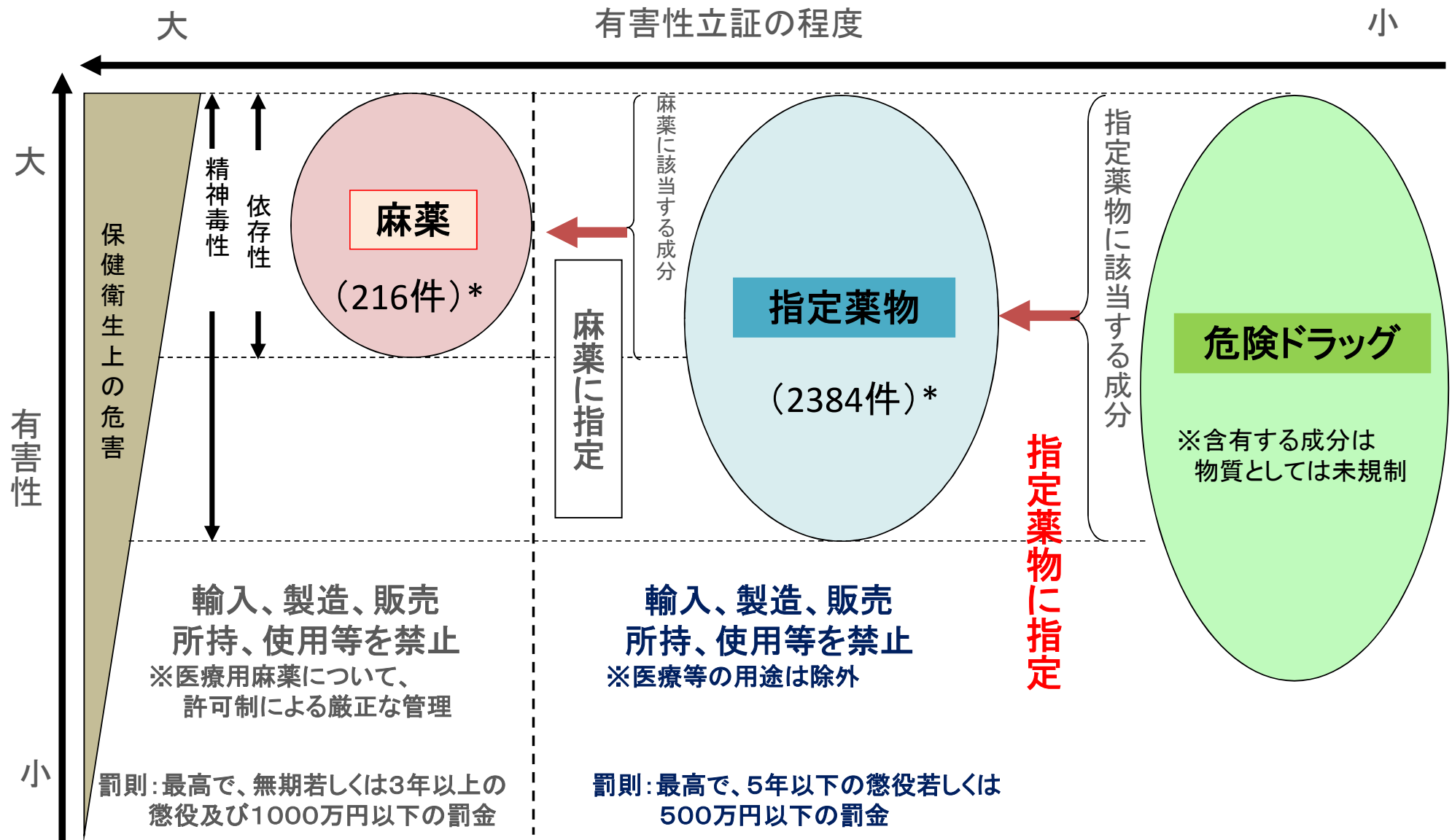
中枢作用	乱用薬物の種類		薬物乱用による影響					参考
	種類	例	精神依存	身体依存	耐性	催幻覚	精神毒性※	規制される法律
抑制	あへん類	ヘロイン、モルヒネ等	+++	+++	+++	－	－	麻薬及び向精神薬取締法
	バルビツール類	ペントバルビタール等	++	++	++	－	－	
	ベンゾジアゼピン類	トリアゾラム等	+	+	+	－	－	
	大麻		+	±	+	++	+	大麻取締法
興奮	コカイン		+++	－	－	－	++	麻薬及び向精神薬取締法
	LSD		+	－	+	+++	±	
	アンフェタミン類	MDMA等	+++	－	+	+	+++	
		覚醒剤 (アンフェタミン、 メタンフェタミン)	+++	－	+	－	+++	覚醒剤取締法

※精神毒性:精神病を引き起こす作用

【参考文献】「薬物乱用・依存等の疫学的研究及び中毒性精神病患者等に対する適切な医療のあり方についての研究
(主任研究者:和田 清)研究報告書」平成10年度厚生科学研究費(医薬安全総合研究事業)

危険ドラッグ対策と指定薬物について

* 令和2年11月末現在



麻薬及び向精神薬取締法による規制

医薬品医療機器法による規制

薬物犯罪の主な法定刑の比較一覧表

	ヘロイン	その他の麻薬	向精神薬	大麻	あへん	覚醒剤	覚醒剤原料	指定薬物
輸入	(単純)(64-I) 1年以上の有期懲役	(単純)(65-I-1) 1年以上10年以下の懲役	(単純)(66の3-I) 5年以下の懲役	(単純)(24-I) 7年以下の懲役	(単純)(51-I-2, 3) 1年以上10年以下の懲役	(単純)(41-I) 1年以上の有期懲役	(単純)(41の3-I-3, 4) 10年以下の懲役	(単純)(84-26) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
輸出	(営利)(64-II) 無期若しくは3年以上の懲役又は情状により500万円以下1000万円以下の罰金の併科	(営利)(65-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(66の3-II) 7年以下の懲役又は情状により200万円以下の罰金の併科	(営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科 ※製造なし	(営利)(51-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科 ※製造なし、採取	(営利)(41-II) 無期若しくは3年以上の懲役又は情状により1000万円以下の罰金の併科	(営利)(41の3-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科 ※輸出なし
所持	(単純)(64の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(66-I) 7年以下の懲役	[譲渡及び譲渡目的の所持に限る。] (単純)(66の4-I) 3年以下の懲役	(単純)(24の2-I) 5年以下の懲役	(単純)(52-I) 7年以下の懲役	(単純)(41の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-3, 4) 7年以下の懲役	(単純)(84-26) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
譲渡	(営利)(64の2-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(66-II) 1年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(営利)(66の4-II) 5年以下の懲役又は情状により100万円以下の罰金の併科	(営利)(24の2-II) 7年以下の懲役又は情状により200万円以下の罰金の併科	(営利)(52-II) 1年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(営利)(41の2-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の有期懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科
譲受								
施用	(単純)(64の3-I) 10年以下の懲役	(単純)(66の2-I) 7年以下の懲役	※一般的に医薬品として使用されるため、使用罪を設置していない		(52の2) 7年以下の懲役(吸食)	(単純)(41の3-I-1) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-5) 7年以下の懲役	(単純)(84-26) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
使用	(営利)(64の3-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(66の2-II) 1年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科				(営利)(41の3-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科
栽培		[麻薬原料植物の栽培] (単純)(65-I-2) 1年以上10年以下の懲役 (営利)(65-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科		(単純)(24-I) 7年以下の懲役 (営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(単純)(51-I-1) 1年以上10年以下の懲役 (営利)(51-II) 1年以上の有期懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科			

覚醒剤取締法及び大麻取締法にかかる科刑状況

○科刑状況の特徴

<覚醒剤取締法>

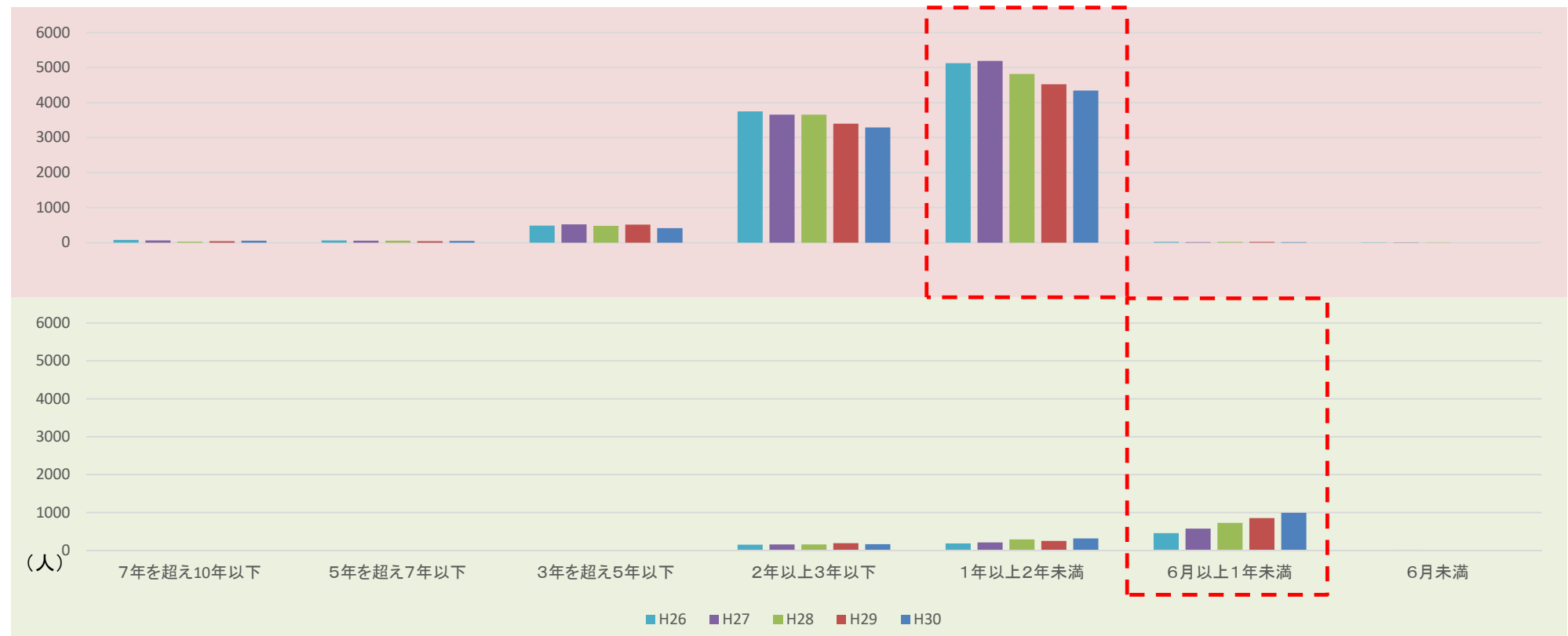
- ・「1年以上2年未満」の刑が科されたものが最も多い。
- ・1年未満の刑が科されたものはごく少数であり、過去5年間に科された最高刑は「25年を超え30年以下」。

<大麻取締法違反>

- ・6月以上1年未満の刑が科されたものが最も多い。
- ・過去5年間に科された最高刑は「7年を超え10年以下」であり、10年を超える刑は科されていない。

覚醒剤取締法

大麻取締法



出典：法務省 令和元年版犯罪白書 ―平成の刑事政策― 資料3－4地方裁判所における死刑・懲役・禁錮の科刑状況(罪名別)

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「一部執行猶予」は、平成28年6月から12月までに一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

※刑期の件数は、執行猶予と実刑の件数を合わせたものである。

※10年を超えるものについては省略

大麻取締法上の大麻について

規制対象外

種子

成熟した茎
(樹脂除く)



規制対象

花穂

葉・未成熟の茎

成熟した茎から
分離した樹脂

根

大麻取締法
(昭和23年法律第124号)

第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

○大麻に含まれる主な成分

THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分。
化学合成されたものは、麻薬として規制。
CBD・・・物質としては規制されていない。

- 大麻の定義から「成熟した茎及びその製品」は除かれているが、成熟した茎から分離した「樹脂」は大麻に該当し、規制対象。
- 大麻取締法上、「樹脂」の定義が定められておらず、規制対象が不明瞭との指摘がある。

大麻から製造された医薬品について

1. Epidiolex（エピディオレックス）とは

英国のGW Pharmaceuticals（GWファーマシューティカルズ）社が開発した医薬品で、「大麻草」を原料として、抽出・精製された大麻成分CBD（カンナビジオール）を主成分とする経口液剤。



2. 承認までの経過

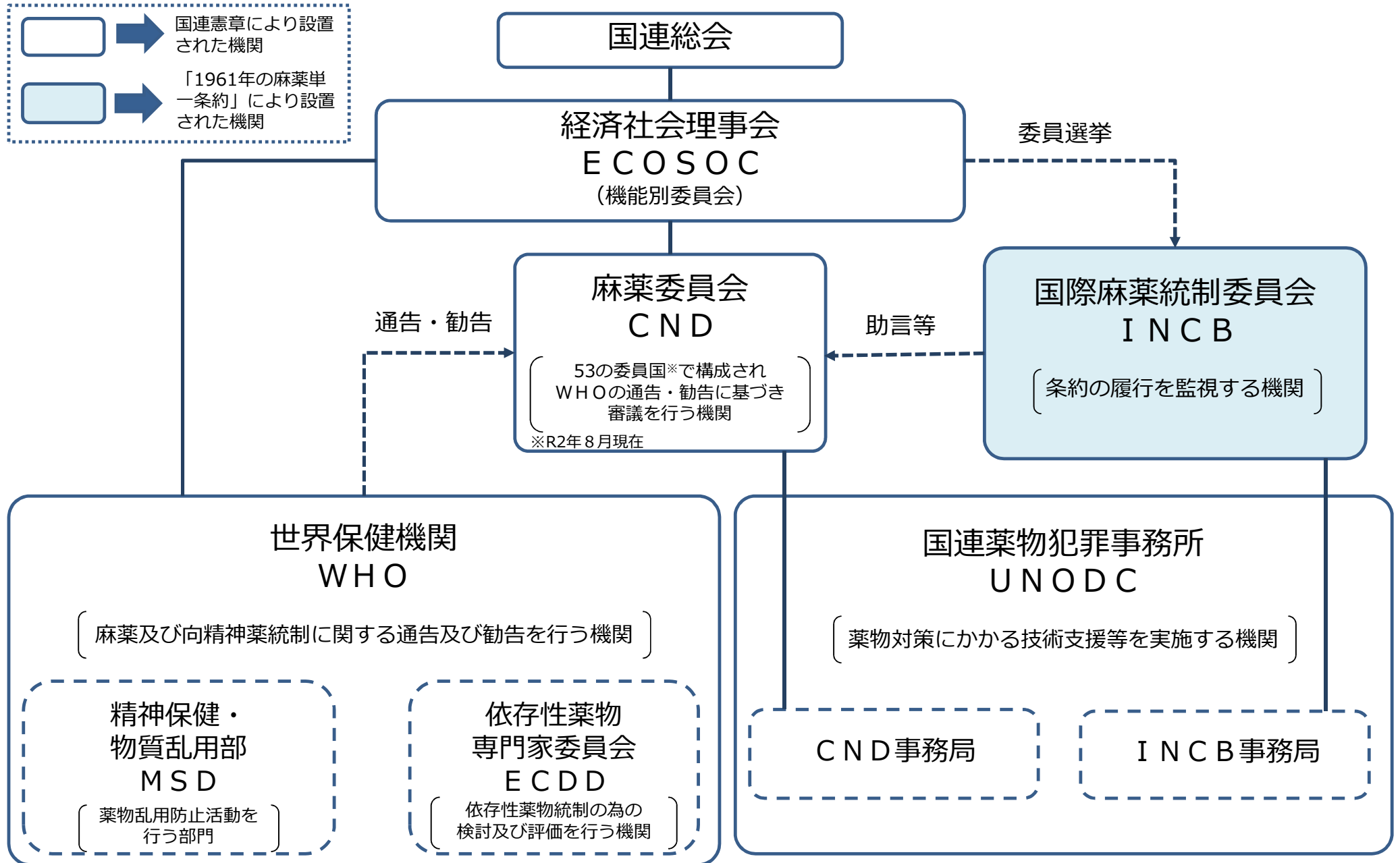
- 平成30年6月25日 米国FDA（食品医薬品局）は、Pharmaceutical社のEpidiolexを、重度のてんかん症候群であるレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 平成30年11月1日 GW Pharmaceutical社は米国でEpidiolexを発売
- 令和元年9月23日 欧州委員会（European Commission）はEpidiolexをレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 令和2年8月 米国FDAは、Epidiolexを結節性硬化症の治療薬として承認

3. 日本の状況

- 「Epidiolex」は、大麻草の規制部位から抽出されたものであり、大麻取締法に基づく大麻製品であることから輸入が原則禁止される。
また、施用、受施用は禁止されている。
- なお、大麻から製造された医薬品の国内での治験は、現行の大麻取締法においても可能。

3. 国際的な動向

国際機関の構成



【略称一覧】

ECOSOC : Economic and Social Council
CND : Commission on Narcotic Drugs
INCB : International Narcotics Control Board

WHO : World Health Organization
MSD : Mental Health and Substance Abuse
ECDD : Expert Committee on Drugs Dependence

UNODC : United Nations Office on Drugs and Crime

大麻に関する最近の国際情勢について

大麻に関するWHO勧告

令和2年12月2日に開催されたCND(国連麻薬委員会)において、「大麻に関する6つのWHO勧告」の採決が行われ、「大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことに基づき、条約上の大麻の規制のカテゴリーを変更する」という内容の勧告が可決された。残り5つの勧告は否決された。

<可決された勧告について>

大麻は条約で「I (乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質)」と「IV (特に危険で医療用途がない物質)」というカテゴリーで規制されているが、海外の一部の国で、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことからIVのカテゴリーから外すというもの。IとIVの規制内容は同じで、大麻はコカインやあへんなどが規制されるIで引き続き規制されることから、大麻の規制内容に変更はない。

※英国のGW Pharmaceuticals (GWファーマシューティカルズ) 社が、「大麻草」から抽出・精製された大麻成分CBD (カンナビジオール) を主成分とする経口液剤「Epidiolex (エピディオレックス)」を開発し、現在米国や欧州において一部の疾患への治療薬として承認・使用されている。

米国の動き

- 令和2年11月4日に行われた住民投票の結果、アリゾナ、モンタナ、ニュージャージー、サウスダコタの4州で新たに大麻の嗜好用途での使用が合法化された。

※現在米国においては、15の州とワシントンDCで大麻の嗜好用途での使用が合法化されている。

- 令和2年12月4日に「大麻の嗜好用途での使用を合法化する連邦法案」が下院で可決された。

※投票結果: 賛成228票、反対164票

ニュージーランドの動き

令和2年10月17日、ニュージーランドで、大麻の嗜好用途での使用を合法化する法案についての国民投票が実施されたが、否決された。

※投票結果: 賛成1,406,973票(48.4%)、反対1,474,635票(50.7%)、無効票26,463票(0.9%)

※現在、国として大麻の嗜好用途での使用を合法化しているのは、ウルグアイとカナダの2カ国

国際条約における薬物の規制

条約名	分類	危険性	規制の強さ	規制対象	国内法との関係
1961年の 麻薬に関する 単一条約	スケジュールⅣ		I とⅣの規制は同じ	大麻	大麻取締法
				麻薬(ヘロインなど)	麻薬及び向精神薬取締法
	スケジュールⅠ			麻薬(コカインなど)	
	スケジュールⅡ			あへん	あへん法
	スケジュールⅢ			麻薬(2.5%以下のコデインなど) ※スケジュールⅠ・Ⅱに 分類される薬物の製剤	麻薬及び向精神薬取締法
1971年の 向精神薬に 関する条約	スケジュールⅠ			麻薬(LSD、MDMA、 THC など)	覚醒剤取締法
	スケジュールⅡ			覚醒剤	
				麻薬(Δ9-THC など) 第1種向精神薬	麻薬及び向精神薬取締法
	スケジュールⅢ			第2種向精神薬	
	スケジュールⅣ			第3種向精神薬	

「大麻に関するWHO勧告」の投票結果について

- 2018年11月のWHOの専門家会合においてとりまとめられた「条約上の大麻の規制のカテゴリーを変更することを内容とする6つのWHO勧告」について、2020年6月、8月、10月の3回の検討会合を経て、12月2日に行われた国連麻薬委員会の会合において、投票が行われた。
- 投票の結果、1つの勧告が可決され、5つの勧告が否決された。

可決された勧告について

概要	大麻は条約で「 <u>I（乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質）</u> 」と「 <u>IV（特に危険で医療用途がない物質）</u> 」というカテゴリーで規制されているが、海外の一部の国で、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことからIVのカテゴリーから外すというもの。IとIVの規制内容は同じで、大麻はコカインやあへんなどが規制されるIで引き続き規制されることから、 <u>大麻の規制内容に変更はない</u> 。
投票結果	賛成27カ国、反対25カ国、棄権1カ国
日本の投票態度	反対（大麻の規制が緩和されたとの誤解を招き、大麻の乱用を助長するおそれがあるため）
反対国の意見	➤ 勧告が可決されたことに大変失望している。 ➤ 大麻の規制カテゴリーを変更するエビデンスは限定的である。 ➤ 今回の投票結果は、「可決された勧告について委員国全体の同意が得られたものではなく、また半数近くの委員国が規制カテゴリーを変更する理由が十分とは考えていない」ということを示している。 ➤ 「国連麻薬委員会は、大麻は健康に悪影響がないと考えている」との誤解を招くことを大変懸念している ➤ 大麻の不正栽培、密売を増加させることを懸念している。 ➤ 現行の条約でも「大麻の医療用途及び研究用途での使用」は認められていることから、今回の変更が大麻の医療用途及び研究用途での使用を助けることはない。
※ロシア、中国、中東諸国等30カ国（委員国17カ国）による共同ステートメントから抜粋	

否決された勧告について

- | | |
|--|-----------------|
| ① 別々の条約で規制されている「大麻」と「大麻の有害成分であるΔ9-THC」を同じ条約で規制。 | （賛成23、反対28、棄権2） |
| ② 別々の条約で規制されている「大麻」と「大麻の有害成分であるTHC」を同じ条約で規制。 | （①の否決により、投票なし） |
| ③ 条約上の大麻関連物質の規制を整理する。 | （賛成24、反対27、棄権2） |
| ④ 低濃度のΔ9-THCを含むCBD（大麻の成分の一つで有害性はない）の製剤を規制対象外とする。 | （賛成6、反対43、棄権4） |
| ⑤ Δ9-THCを含む医薬品製剤の規制を緩和する。 | （①の否決により、投票なし） |

可決されたWHO勧告による変更点について

条約	規制 カテゴリー	カテゴリーの概要	規制の強さ	規制物質(旧)	規制物質(新)
1961年 の麻薬 に関する 単一条約	IV	Iの中でも特に危険で、医療上の有用性がない物質	IとIVの規制は 同じ	ヘロイン等 大麻 大麻樹脂	ヘロイン等 大麻 大麻樹脂
	I	乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質	強 ↑ ↓ 弱	大麻 大麻樹脂 ヘロイン コカイン あへん モルヒネ等	大麻 大麻樹脂 ヘロイン コカイン あへん モルヒネ等
	II	Iに次いで乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質		コデイン等	コデイン等
	III	乱用のおそれがなく、悪影響を及ぼさない物質の製剤		コデインの 製剤等	コデインの 製剤等

大麻を合法化した国に対する国連の見解

INC B（国際麻薬統制委員会）は、2018年の年次報告書において、カナダ、ウルグアイ、米国の一部の州において医療目的以外での大麻の使用が合法化され、条約に違反していることについて懸念を表明している。

※ INC Bとは、The International Narcotics Control Boardの略称で、1961年の麻薬単一条約によって設立された国連の独立機関で、経済社会理事会の選挙により選出された13人の委員により構成され、薬物関連の条約に関する各国の履行を監視及び支援している。

INC Bの年次報告書2018抜粋

➤ 医療目的以外での大麻使用の合法化は、条約の普遍的履行、公衆衛生、福祉、条約締約国への挑戦である

「一部の国々で医療目的以外での大麻使用が合法化されているのは、条約の普遍的履行に対する挑戦であり、（特に若者の）公衆衛生や福祉への挑戦である。そして条約締約国に対する挑戦でもある。条約が大麻を含む規制物質の使用を医療および学術目的のみに制限していることをここで繰り返し、INC Bは、医療目的以外での大麻使用が合法化されている国々の政府との対話を継続する。」

➤ 大麻の合法化は、麻薬単一条約と麻薬新条約に違反する

「カナダの大麻合法化法案の通過により、カナダ政府は、改正1961年条約だけでなく、1988年条約に基づく国際的義務違反となる状況を選択したことになる。締約国は、1988年条約に基づき、その態様を問わず1961年条約、改正1961年条約又は1971年条約の規定に反する麻薬又は向精神薬の生産、製造、抽出、調製、提供、販売の申出、頒布、販売および交付を、国内法令上の犯罪に指定する義務を負っている。」

➤ 大麻合法化は他の締約国を追従させ、その正当化のための根拠となりかねない

「医療目的以外での大麻使用の合法化は薬物関連の条約に反する。カナダやウルグアイ（そして米国の一部の州）などの締約国が医療目的以外での大麻使用を合法化したことで、条約の普遍的な実施は深刻な危機に向き合っている。こうした国々や州の行動は条約を弱体化させるとともに、他の締約国を追従させ、その正当化のための根拠ともなりかねない。」

➤ 大麻合法化を擁護する人々は未成年者の保護を主張するが、未成年者へ大麻を販売する例が多数認められる

「医療目的以外での大麻使用の合法化を擁護する人々の主張の一つは、合法化が未成年者の大麻へのアクセスを制限するというものだ。ワシントン州の例ではこの主張に深刻な疑義を生じさせる。当局は未成年に大麻を売った認可大麻事業者がかなりの数に上ると報告している。」

➤ 医療用途以外での大麻使用が増えると、公衆衛生への悪影響が増加する

「医療目的以外での大麻使用が増えると、公衆衛生への悪影響が増す。最も可能性の高い悪影響は、交通事故による怪我、大麻依存と乱用、精神病などの精神疾患、心理社会的な悪影響を及ぼす割合が青少年の中で増加するというものである。」

➤ 医療目的以外での大麻使用の合法化は、条約を遵守する隣国における条約の履行を困難にする

「一部の締約国の医療目的以外での大麻使用の合法化は、国際薬物統制条約の条項を順守している隣接国での条約の履行をより難しくする。例えば、医療目的以外での大麻使用を合法化している締約国から合法化していない隣接国への大麻製品の密輸を防ぐのはより困難であろう。」

4. 麻薬取締部の現状と課題

地方厚生局麻薬取締部の概要

《組 織》

7局	北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、九州厚生局
1支局	四国厚生支局
1支所	沖縄
3分室	横浜、神戸、小倉

《定員の推移》

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
268人	270人	265人	296人	293人	290人	287人	288人	291人	295人

《職 務》

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、医薬品医療機器法及び麻薬特例法に係る次の職務を遂行する。

① 捜 査

- 司法警察員として麻薬等事犯の取締り

② 国 際 協 力

- 国際機関との協力
- 国際捜査共助

③ 正 規 麻 薬 等 の 不 正 流 通 防 止

- 医療用麻薬・向精神薬の生産、流通、施用等の適正管理
- 麻薬等の携帯輸出入許可手続き

④ 薬 物 乱 用 防 止 の 啓 発 活 動

- 関係機関、都道府県、地域ボランティア団体との連携による啓発活動（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動等）

⑤ 再 乱 用 防 止 ・ 中 毒 者 対 策

- 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用者等に対する再乱用防止プログラムの実施や地域資源への引き継ぎを実施
- 都道府県等と連携した医療更正対策

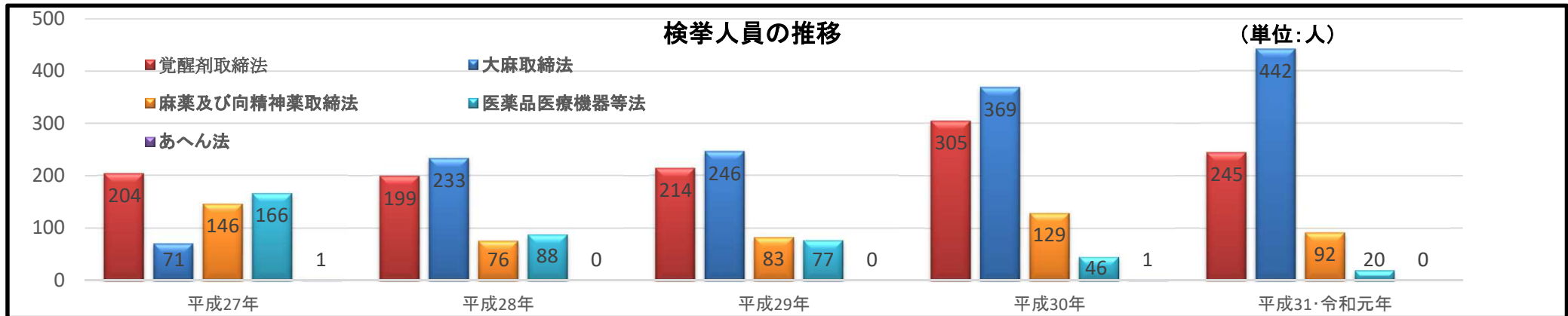
⑥ 鑑 定

- 押収された麻薬等不正薬物の鑑定
- 正規ルートから横流れした向精神薬等の鑑別



麻薬取締部における大麻等の取締り

- ・ 大麻事犯の検挙人員が増加
- ・ 麻薬取締部においては、全薬物事犯の中で大麻事犯の検挙人員が最多



※警察等関係取締機関との合同捜査含む。

大麻の不正栽培、密売、栽培器具販売業者に対する取締りを強化

大麻の不正栽培事犯の捜査において、「大麻の不正栽培に使われることを知りながら、栽培器具を販売し、栽培方法を教示する業者」が判明したことから、同業者に対する集中的な取締りを実施

< 検挙事例 >

令和元年11月、インターネット販売を中心に全国の顧客に大麻栽培器具（鉢、肥料、照明器具等）を販売し、顧客に対し大麻栽培方法を教示したとして、大麻栽培のほう助の事実で販売業者の経営者と従業員2名を逮捕

大麻栽培器具販売疑い 神戸の園芸用品社長ら逮捕

大塚の栽培に役立つ道具を販売したとして、厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部と兵庫県警は4日までに、大麻取締法違反（栽培ほう助）の疑いで、神戸市兵庫区の園芸用品販売会社「アロワークス」社長、石田耕太郎容疑者（44）と神戸市兵庫区に、同社の従業員2人を逮捕した。捜査関係者への取材で分かった。

捜査関係者によると、石田容疑者は今年夏ごろ、複数の客に大麻の栽培に必要な説明書などを販売した疑いで、今年11月に2度逮捕された。調べに対し「大麻の栽培に使われるとは知らなかった」と否認を告げているという。

同取締部と県警は、客に温度管理などの方法もアドバイスしていたとみて調べている。

同取締部などはこれまで、

に、同店から購入した道具を使って大麻を栽培していたとみられる民家など、阪神間の拠点数カ所を摘発。西宮市の無職の男ら複数人を同法違反（営利目的栽培）の疑いで逮捕し、鉢植えを多数没収したという。

近年、若年層を中心に大麻の乱用が社会問題になっているが、園芸用品販売業者も同法違反（栽培ほう助）容疑で逮捕するのは全国でも珍しいという。11月20日には神戸市県警も、同様の容疑で東京の業者を摘発した。

大塚取締法違反容疑で摘発されたアロワークスの事務所
＝神戸市兵庫区兵庫町1

令和元年12月5日
神戸新聞

麻薬取締部の密輸事犯への対応について

<密輸入事犯の増加>

大型の覚醒剤の密輸入事件が相次いで摘発され、薬物の密輸入事犯の検挙人員は3年連続で増加し、過去最多



『第五次薬物乱用防止五か年戦略』（平成30年8月薬物乱用対策推進会議策定）において、目標4で「水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止」が掲げられている。

密輸取締体制を強化

■平成30年4月 「**上席密輸対策官**」 「**密輸対策官**」を配置（関東・東海・近畿・九州）

■令和2年4月 「**密輸対策課**」を新設（関東・近畿）

麻薬取締部においては、密輸対策課を中心に、警察庁、財務省税関、海上保安庁と連携し、積極的にCD（コントロールドデリバリー）捜査を活用するなど水際対策を実施している。

※CD（コントロールドデリバリー）捜査とは

取締機関が水際で薬物を発見した場合に、あえて検挙せずに、薬物を追跡して、受取人、関係者及び事件の首謀者を特定して検挙する捜査手法。「泳がせ捜査」ともいう。

■令和3年度組織定員

- ・九州厚生局麻薬取締部に「密輸対策課」を新設
- ・密輸捜査に専従する麻薬取締官を増員

<密輸対策課の業務>

- 密輸事件の端緒入手等の情報収集
- 税関からの事件通報の受理など関係省庁との連絡調整
- 密輸事件の捜査体制の策定及び捜査指揮
- 密輸組織の動向・仕出地・手口などについての情報分析・管理

麻薬取締部の密輸事犯の検挙事例

＜覚醒剤約240キロを押収＞

令和2年1月、関東信越厚生局麻薬取締部は、東京税関と合同捜査を実施し、カナダから冷凍エビを装った段ボール20箱に覚醒剤240キロを隠匿し密輸入した水産加工会社経営のカナダ人を検挙

覚醒剤240キロ 144億円分密輸

吉祥寺 容疑でカナダ人再逮捕

カナダから覚醒剤約240キロ（約144億円相当）を密輸したとして、厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部は、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）容疑で、日系のカナダ国籍、水産加工会社経営、タテヤマ・ヨシヤ容疑者（56）を再逮捕した。容疑を大筋で認められている。同部によると、市中に持ち込まれた覚醒剤の押収量としては過去最大。

再逮捕容疑は何者かと共に、1月14日、パンクーパーからの貨物船で、冷凍エビを装った段ボール20箱に覚醒剤約240キロを隠して東京都江東区青海の青海4号埠頭に密輸したとして、同部によると、タテヤマ容疑者は1月中旬に来日。港に到着した覚醒剤を同27日にトラックで東京都武蔵野市吉祥寺本町の短期賃貸マンションに運び込んだところを、踏み込んだ捜査員に、1袋（約1キロ）を所持していた同法違反の営利目的所持容疑で現行犯逮捕されていた。

同部は情報提供を受け、数年前から内偵捜査を続けていた。密売組織が関与しているとして、カナダの捜査当局と連携して密輸ルートなどを調べる。



関係機関間における協力捜査事例

【事案概要】

- 平成29年11月、海上保安庁に寄せられた情報を元に、警察、税関、麻薬取締部、海上保安庁による合同捜査体制を構築し、内偵捜査開始。
- 被疑者らが捜査官による追跡を警戒する様子を見せる等厳しい状況が続き、捜査は困難を極めたが、強固な協力体制の下、長期に亘り粘り強く捜査を継続した。
- 令和元年6月、洋上において覚醒剤を積み替え、静岡県賀茂郡伊豆町の海岸に陸揚げする様子を確認した。

➡ 被疑者7名を覚醒剤取締法違反（営利目的共同所持）で逮捕するとともに、一度の摘発量としては過去最高となる **1トンを超える覚醒剤を押収**した。

【報道】令和元年6月6日読売新聞朝刊

中国の密輸組織 関与か
覚醒剤1トンを押収 不審船 以前から

静岡県伊豆町の海岸で小型船舶から過去最大の覚醒剤約1トン（未鑑定約6000億円）が押収された事件で、警視庁は中国の麻薬密輸組織が関与しているとして、本格捜査を始めた。今後、中国当局などとも情報交換しながら、密輸事件の解明を進めようとしている。

発表によると、3日後、9時半、南伊豆町の伊豆半島海岸に密着した小型船舶から、約1トンの覚醒剤が発見された。警視庁は、現場にいた24〜40歳の中国人の男7人を覚醒剤取締法違反（営利目的共同所持）で逮捕し、調べに対し、7人はいずれも覚醒剤を否認している。

事前に情報を得て、張り込んでいた警視庁や海上保安庁などの捜査員が着岸した船に踏み込んだところ、中国人の男らがくもぐもぐと小分けされた覚醒剤を容疑で逮捕。調べに対し、7人はいずれも覚醒剤を否認している。

事前に情報を得て、張り込んでいた警視庁や海上保安庁などの捜査員が着岸した船に踏み込んだところ、中国人の男らがくもぐもぐと小分けされた覚醒剤を容疑で逮捕。調べに対し、7人はいずれも覚醒剤を否認している。

手が浜海岸近くの河川に係留された不審船（5日、静岡県伊豆町で）＝林隆彰撮影

今回押収された小型船舶は全長10メートル、船体に船名などは書かれておらず、船内にはプラスチック製の包が散らばっていた。今回の船舶検査の時期を示す「テッカー」も貼られていたが、平成30年3月とあり、検査切れたことがうかがわれる。

「近ごろ60歳代男性は一夜間覚醒剤の往來はほとんどなく、刃の運搬は少ない」となる。押収量が約1トンに達していることがうかがわれる。

【押収した覚醒剤】



海外捜査機関との連携事例

【事案概要】

- 平成24年、オーストラリア連邦警察（AFP）から、「国際薬物シンジケートの構成員が、オランダから日本の博多港に向け、ロードローラーに隠匿した覚醒剤を送った」との情報を入手し、捜査を開始。
- 同年12月、情報のとおり、コンテナに格納されたロードローラーが博多港に到着したことから、麻薬取締部と税関が協力し、ロードローラーの検査を実施。その結果、ローラー部分に覚醒剤と思われる異影を確認したことから、ロードローラーを解体し、内部を確認したところ、覚醒剤約108キログラムを発見。中身を代替物に入れ替え、コントロールド・デリバリー捜査を開始。
- 輸入許可後にロードローラーが運び込まれた倉庫にて捜査を実施したところ、本件関係者と思われる複数の外国人の出入りを確認したことから、同所にて覚醒剤の取り出し作業が行われるものと判断し、強制捜査に着手。
- 倉庫内部において、倉庫内にいた外国人らがロードローラーを解体し、覚醒剤の代替物を取り出している状況を確認。

➡ 倉庫内にいた外国人 3 名のほか、強制捜査の際倉庫を離れていた日本人輸入業者 1 名及び外国人 1 名の合計 5 名を逮捕。最終的に、本件の主犯格であった外国人 2 名に懲役18年・罰金800万円の判決が下った。

【覚醒剤が隠匿されていたロードローラー】



覚醒剤
約108キログラム
が隠匿されていた
ローラー部分

【押収した覚醒剤】

